

表 EU・英国通商・協力協定(TCA)におけるEV用バッテリーの原産地規則に係る欧州自動車工業会(ACEA)の提案

時期	TCAで定める原産地規則	ACEAの提案
2024～2026年	緩和措置を適用 ・バッテリーパック: 関税分類変更基準CTSH[非原産材料について、生産により関税分類(HSコード)で上6桁の変更が行われた場合]、または非原産の電池セルか電池モジュールからの組立、または付加価値基準MaxNOMが70%。 ・バッテリーセルとモジュール: 関税分類変更基準 CTH[非原産材料について、生産により関税分類(HSコード)で上4桁の変更が行われた場合]、または付加価値基準MaxNOMが70%。	
2027～2029年	原産地規則を適用 ・バッテリーパック: 関税分類変更基準 CTH(非原産の正極活物質を除く)または付加価値基準 MaxNOMが 30%。 ・バッテリーセルとモジュール: 関税分類変更基準CTH(非原産の正極活物質を除く)または付加価値基準MaxNOMが35%。	2024～2026年の緩和措置を継続。
2030～2031年		バッテリーパック: 関税分類変更基準 CTH[関税分類(HSコード)で上4桁の変更が行われた場合]、または付加価値基準 MaxNOM が 50%。 ※実質的に、EUまたは英国で、バッテリーセルを生産する必要がある。
2032年以降		バッテリーパック: 関税分類変更基準CTH(非原産の正極活物質を除く)または付加価値基準MaxNOMが30%。 ※実質的に、EUまたは英国で、バッテリーセルおよび正極材を生産する必要がある。

(出所) TCA、ACEA2026年9月16日付書簡